

【事業名】

落札者決定基準

(作成素材)

本作成素材は、各地方公共団体が落札者決定基準を作成する際、0から作成する負担を軽減するため、ドラフトとして活用することを想定した資料です。

資料はガイドライン等にあたるものではなく、単なる例示であることから、適宜事業内容に応じて追記・修正し、ご活用ください。

平成●●年●●月

【地方公共団体名等】

第1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本書」という。）は、【地方公共団体名等】（以下「【県/市等】」という。）が、【事業名】（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、本事業に応募しようとする民間事業者（以下「応募者」という。）に交付する入札説明書と一体のものである。

また、本書は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものである

第2 落札者の決定方法等

1. 落札者の選定方式

【県/市等】は、価格及びその他の条件が【県/市等】にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価一般競争入札により落札者を選定する。

【また、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、事業者の選定手続については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。】

（注）WTO政府調達協定が適用される都道府県、政令指定都市及び政府関係機関においては、【 】の表現を記載する。

2. 落札者の選定方法

本事業の選定は、以下のとおり、競争参加資格の確認、提案審査の2段階により実施する。

（1）競争参加資格の確認

応募者が【県/市等】の競争参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの形式面での資格を有しているかの確認を行う。

（2）提案審査

上記（1）において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、提案審査を行う。

提案審査では、「基礎審査」及び「加点審査」の2段階を実施する。加点審査において、提案内容を総合的に評価した上で、民間事業者を選定する。

3. 事業者選定の体制

【県/市等】は、民間事業者の選定にあたり、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての審議を行い、総合評価一般競争入札により民間事業者を選定する。

（注）入札公告前の審査委員会で、事業者を選定する際、審査委員会の意見聴取は必要とされた場合は、審査委員会の審議によるため、その旨を追記する。

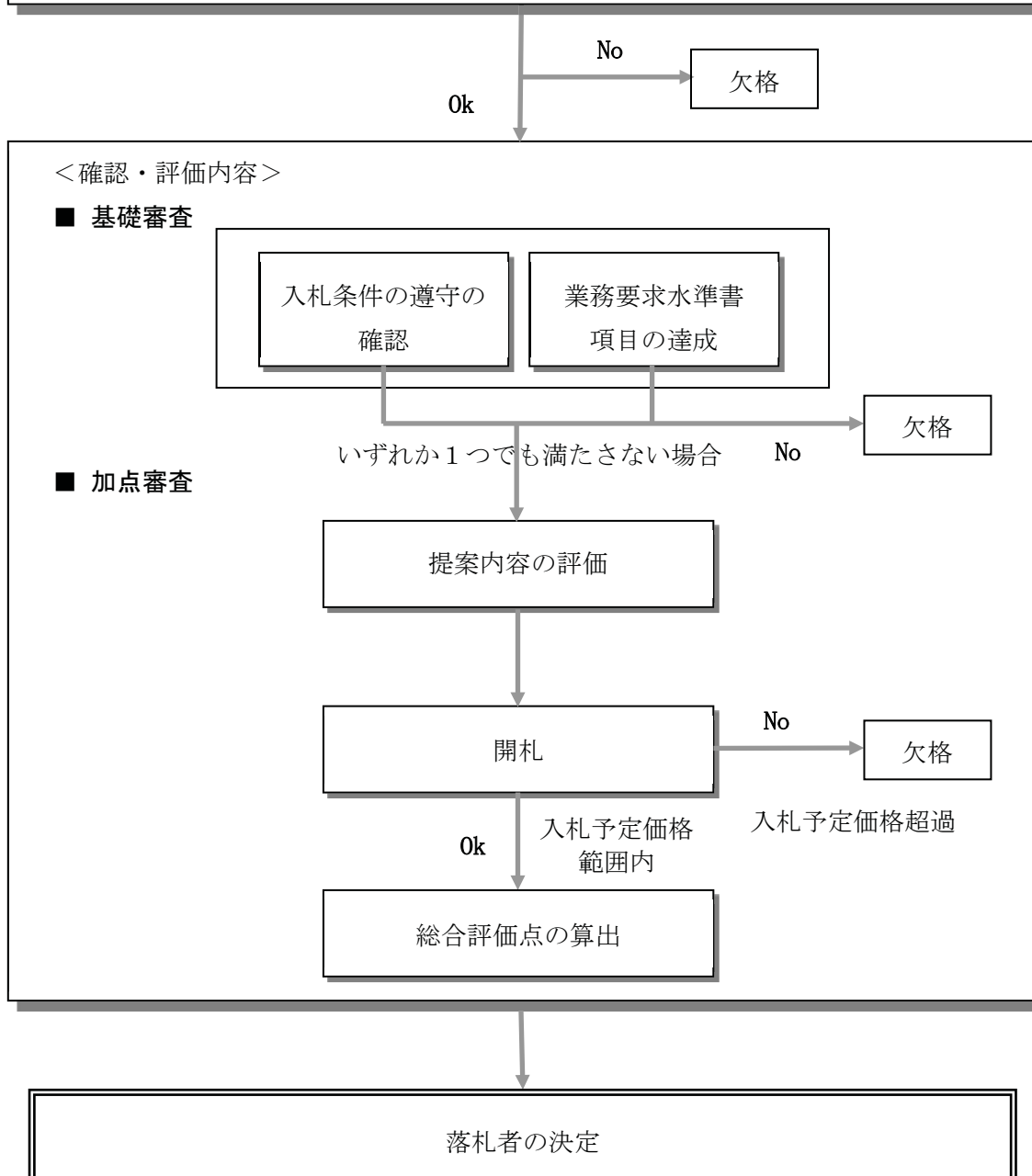
第3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

■ 競争参加資格の確認

<確認内容>

応募者が、入札説明書で規定する本事業の参加資格要件（以下の①～⑥）を満たしていることを確認する。



（注）開札（入札予定価格の範囲内であることの確認）は、基礎審査の一部として、加点審査の前に実施する事例もあり、当該地方公共団体の実態を踏まえ、手順を決定すること。

第4 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認では、応募者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認する。具体的には、入札説明書2（2）から（6）までに定める次の参加資格要件を満たしていることを確認する。

- ① 応募者の構成等に関する規定の遵守
- ② 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件の遵守
- ③ 設計企業の参加資格要件の遵守
- ④ 建設企業の参加資格要件の遵守
- ⑤ 工事監理企業の参加資格要件の遵守
- ⑥ 維持管理企業の参加資格要件の遵守

【県/市等】は、応募者が提出した参加表明書等について、資料作成の不備の有無、入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格がないと認められる者を欠格とする。

なお、競争参加資格確認の結果は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した提案書（以下「事業提案」という。）を提出できる有資格者を選定するものであり、提案審査に影響を与えるものではない。

第5 提案審査

1. 提出書類の確認

提出された書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを【県/市等】において確認する。

2. 提案審査

提案審査では、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、競争参加資格の確認を受けた入札参加者（以下「入札参加者」という。）が作成した事業計画の提案内容を評価する。

(1) 入札条件の遵守の確認

サービス対価の算定方法など入札説明書等に示した前提条件を正確に反映していることを確認する。

(2) 業務要求水準書項目の達成

事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合は欠格とする。

ここで言う要求水準とは添付資料1「業務要求水準書」に定める水準をいう。

(3) 提案内容の評価

提案内容のうち【県/市等】が特に重視する項目（以下「評価項目」という。）について、その提案が優れていると認められる程度に応じた得点（以下「性能評価点」という。）を付与する。

提案内容の評価における評価項目、配点及び採点の基準は、以下のとおりである。

(注)

- ・評価項目、評価の視点は一例であり、【県/市等】が重視する点に応じて、適宜加筆又は削除、修正の上、配点を決定する。
- ・評価する必要のない項目や、差がつかないと考えられる項目は削除することにより、審査の簡素化を図ることができる。
- ・性能評価点と価格評価点の割合については、当該地方公共団体の考え方（財政負担の削減とサービス水準の向上の重点の置き方）を踏まえ決定すること。

■評価項目

大項目	中項目	評価の視点	配点
定性的審査に関する事項			
1 事業計画に関する事項			
	(1) 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的に事業が実施可能な体制となっているか。 ・各企業の役割は明確になっているか。 ・【県/市等】とスムーズに連絡・対応可能な体制となっているか。 	
	(2) リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクを十分に認識し、各リスクの適切な管理計画が提案されているか。 ・事業関係者（保険会社を含む。）の中でのリスクの負担者が明確になっているか。 ・リスクが顕在化した場合の対策はとられているか。 	
	(3) 地域の活性化への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済、地域社会活性化に寄与する、具体的で優れた提案がなされているか。 	
	(4) 資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に資金調達が可能な計画となっているか。 	
	(5) 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画は安定して事業遂行が行える計画となっているか。 	
2 施設整備業務に関する事項			
	(1) 配置計画・動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物及び外構施設（駐車場、植栽等）の配置計画について、優れた提案がなされているか。 ・歩行者動線と車両動線の機能性、安全性に配慮はなされているか。 ・来庁者の利用のしやすさ、分かりやすさに配慮した建物内動線となっているか。 ・職員の業務効率性、セキュリティに配慮した建物内動線となっているか。 	
	(2) 周辺環境・地域性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇のしつらえ、内装、デザインについて、地域木材の活用や、地域性を考慮したものとなっているか。 ・外構、植栽などのデザインについて、維持管理を考慮したうえで、周辺環境と景観に配慮した優れた提案がされているか。 	
	(3) 安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインへの配慮がなされているか。 ・災害時に災害対策拠点として有効に機能するとともに、避難等への配慮がなされているか。 ・防犯への配慮はなされているか。 	
	(4) 環境への	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を長寿命化するための具体的で優れた提案がさ 	

	配慮	<p>れているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ、省CO₂化に具体的で優れた提案がされているか。 ・緑化や資源リサイクルを考慮した具体的で優れた提案がされているか。 	
	(5) 工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の安全確保（仮設計画，工事車両ルート，ガードマンの配置など）がなされているか。 ・振動，騒音の抑制，粉じん飛散の防止等について，具体的で優れた提案がされているか。 ・工事期間中の環境負荷の低減を図るための具体的で優れた提案がされているか。 	
3 施設維持管理業務に関する事項			
	(1) 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の実施体制や責任分担について、要求水準を維持しつつ効率的な維持管理を行うために、具体的で優れた提案がなされているか。 ・緊急時における効果的な対応が提案されているか。 	
	(2) 維持管理各業務の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理各業務の実施計画について、要求水準を上回る提案がなされているか。(環境負荷低減への配慮、安全への配慮、LCC削減など) 	
入札価格に関する事項			
合計			

■ 採点の基準

評価ランク	評価内容	得点
A	秀でて優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.6
C	わずかに優れている点を認める	各項目の配点×0.3
D	要求水準は満たしているが、特に優れている点が認められない	各項目の配点×0.0

(注)採点の基準は例示の他、5段階、3段階で設定する事例もあり、審査委員会等にて検討する。

(3) 開札

【県/市等】は、入札条件が遵守されている事業提案を提出した入札参加者による入札価格と【県/市等】が定めた入札予定価格（以下「入札予定価格」という。）を比較し、入札価格が入札予定価格の制限の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が入札予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

(4) 総合評価

上記（2）で付与された性能評価点と、次の計算式に基づいて算定される価格評価点とを合計した総合評価点の最も高い事業提案を提出した者を優秀提案者とする。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて優秀提案者を決定する。

■ 価格評価点算定のための計算式

価格評価点＝●●点×（入札参加者中の最低入札金額）／評価対象の入札金額

(注)●●点には、価格評価点の満点を挿入する。

(注)価格評価点の点数化の方法は一般的な例を記載しているので、当該特定事業の事情によっては別途点数化の方法を検討すること。

第6 落札者の決定

【県/市等】は、提案審査の結果に基づいて【審査委員会より】選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。

(注)審査委員会による場合は、【審査委員会により】を追記する。